様式第３－２号内外装木質化等（第５条、第６条、第13条関係）

年度　非住宅木造建築拡大推進事業実施計画（報告）書　内外装木質化等

１　事業の目的

２　事業の内容

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 施設の名称 | |  | | | |
| 施設の所在地 | |  | | | |
| 施設の用途 | |  | | | |
| 施設の規模 | | 階数：地上　　階、地下　　階 | | 延床面積：　　　　　㎡ | |
| 内外装木質化の規模 | | 内外装木質化の面積：　　　　　㎡ | | 延床面積：　　　　　㎡ | |
| 木材使用量 | | ㎥ | | | |
| 県産材使用量(0.05m3以上)及び使用率 | | ㎥（　　　　％） | | | |
| 内外装木質化等の内容 | |  | | | |
|  | 内外装木質化 | 木質化する部分 | 使用する県産材（樹種別） | | 数量 |
|  | （記載例）床 | 杉フローリング（4ｍ×18cm×30mm） | | 0.4　㎥ |
|  |  |  | | ㎥ |
|  | （注）木質化する部分別に使用する樹種別の県産材使用量を記載すること。 | | | |
|  | 什器等の制作・購入 | （注）什器等の制作、購入の内容及び県産材使用量を記載すること。 | | | |
| 内外装木質化等に係る経費 | | 円 | | | |
| 内外装木質化等の期間（予定） | | 年　　月　　日　～　　年　　月　　日 | | | |
| 施工者（建築業者の名称） | |  | | | |
|  | 所在地 |  | | | |
| 担当者（職・氏名） |  | | | |
| 連絡先 | 電話：　　　　　　　　　ﾌｧｸｼﾐﾘ：  ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ： | | | |
| 設計者（設計事務所の名称） | |  | | | |
|  | 所在地 |  | | | |
| 担当者（職・氏名） |  | | | |
| 連絡先 | 電話：　　　　　　　　　ﾌｧｸｼﾐﾘ：  ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ： | | | |
| 建築主（団体又は氏名） | |  | | | |
|  | 所在地 |  | | | |
| 担当者（職・氏名） |  | | | |
| 連絡先 | 電話：　　　　　　　　　ﾌｧｸｼﾐﾘ：  ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ： | | | |

（注）木材使用量、県産材使用量、内外装木質化等の内容、内外装木質化等に係る経費については、実施計画時は概算とする。

３　補助金の額

（１）非住宅木造建築拡大推進事業（内外装木質化等）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 区　分 | 事業費（Ａ） | | 補助率（Ｂ） | 補助金額（Ａ×Ｂ） |
| 内外装木質化に係る経費 |  | 円 | ― | ― |
| 什器等の制作・購入に係る経費 |  | 円 | ― | ― |
| 県産木製おもちゃの購入に係る経費 |  | 円 | ― | ― |
| 計 |  | 円 | 1/3  (木育スペース設置1/2) | （Ｃ）　　　　　 　　円 |
| （＞２，０００千円） | | 1/3  (木育スペース設置1/2) | （Ｃ） ６６６，６６６ 円  （１，０００，０００円） |
| ＝２，０００千円 | |

（注）内外装木質化等（木育スペースを設置した場合のおもちゃ購入費を含む。）に係る経費の事業費は２，０００千円を上限とする。

　　　木育スペースの設置の場合は、補助率を１/２とする。

　　　県産木製おもちゃの購入は内外装木質化等を行った木育スペースを設置する場合に限り補助対象とする。

４　事業完了（予定）年月日　　　　　年　　月　　日

５　他の補助金の活用（　有　・　無　）

　※他の事業を活用する場合は、補助金名、事業内容、当該補助金に係る問合せ先（補助金を所管している部署名や団体名及び連絡先）を記載すること。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 補助金名 | 事業内容 | 問合せ先 |
|  |  |  |

６　消費税の取り扱い　　一般課税事業者　・　簡易課税事業者　・　免税事業者

７　添付書類

実施計画書には、以下の資料を添付すること。

（１）施工位置図、設計図面（県産材の使用箇所が分かる配置図、平面図、立面図等）

（２）補助金の申請者・受領者が建築主以外の場合は建築主の承諾書（様式第７号）

（３）建築物木材利用促進協定書の写し（該当する場合に限る。）

（４）木育スペースを設置する場合は、その概要がわかる図面及び資料（県産木製おもちゃを購入する場合は、当該見積書を含む。）

（５）その他、県が必要と認める書類

交付申請時には、以下の資料を添付すること。なお、実施計画書に添付した内容と同じ場合は、添付の必要はありません。

（１）施工位置図、設計図面（県産材の使用箇所が分かる配置図、平面図、立面図等）

（２）木材使用量、県産材使用量が確認できる資料（樹種別に分かるもの）

（３）内外装木質化等の経費の内訳が確認できる資料（見積金額内訳等及びエクセルデータ）

（４）補助金の申請者・受領者が建築主以外の場合は建築主の承諾書（様式第７号）

（５）木育スペースを設置する場合は、その概要がわかる図面及び資料（県産木製おもちゃを購入する場合は、当該見積書を含む。）

（６）その他、県が必要と認める書類

実績報告時には、以下の資料を添付すること。

（１）施工位置図、設計図面（交付申請時から変更となった場合に添付）

（２）木材使用量、県産材使用量が確認できる資料（納品書の写し等樹種別に分かるもの）

（３）内外装木質化等の経費の最終的な内訳が確認できる資料（金額内訳等及びエクセルデータ）

（４）鳥取県産材産地証明書の写し（鳥取県産材活用用議会等が発行するもの）

（５）施工前写真、施工状況写真、完成写真、木育スペース写真（該当する場合に限る。）、県産木製おもちゃ写真（該当する場合に限る。）

（６）木育スペースを設置する場合は、その概要がわかる図面及び資料（交付申請時から変更となった場合に添付）

（７）県産木製おもちゃを購入した場合は、当該証票書類（請求書等）

（８）その他、県が必要と認める書類